

家庭ごみの分別と正しい出し方

(令和5年4月版)

保存版

愛東地区

店舗・事業所から出るごみは収集しません

- ☆ごみは指定ごみ袋に入れて、必ず「住所・名前」を書いて出してください。指定袋以外のごみは収集しません。
- ☆ごみ収集日当日の朝（午前8時まで）に決められた集積所に出してください。
- ☆一度にたくさんのごみが出る場合は、清掃センターへ直接搬入してください。

出し方

燃えるごみ

- ★**台所ごみ**
残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など
- ★**再利用できない紙類**
包紙、ちり紙、紙おむつ(汚物を取り除いたもの)など
- ★**発泡スチロール、プラスチック・ビニール類**
洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、使い捨てライター(中身の無いもの)など
- ★**ゴム・皮革製品**
くつ、かばん、ベルトなど
- ★**ディスク類**
CD、DVD、フロッピーなど
- ★**草、木類**
枯れ木、枯れ草、落ち葉など(充分乾燥させ、少量ずつ出してください。木の太さは直径5cm未満です。)

よく水を切ってください。

注意事項

- 生ごみは、ひとしぼりするなど水分を減らして出してください。
- 使い捨てライターなど、燃料の入っているものは中身を出し切ってください。**
- 新聞、雑誌、段ボールは、できる限り地域の資源回収に出してください。
- 片手で軽く持てる重さにしてください。

資源回収

日程はごみカレンダーに記載

- ★**缶類**
一斗缶までの大きさのもの
ジュース、ビール、スプレー缶、缶詰、海苔、菓子箱などの缶類
そのほか小型金属 なべ、やかん、フライパン、バケツなど(缶類と分けて収集します。)
- ★**びん類**
ドリンク、酒、ビール、洋酒、調味料、医薬びんなど飲食用びんが対象です。
無色・茶色・そのほかに分けてください。キャップを取り、中身を出して、水洗いをして出してください。
- ★**食品トレイ**
食品トレイであれば、白色トレイだけでなく何色でも出せます。きれいに水洗いし、乾燥して出してください。カップラーメンや納豆などの容器は、燃えるごみに出してください。
- ★**ペットボトル**
ジュースなど飲料用の容器でPET1マークがついたものに限り。キャップを取り、中身を出して、きれいに水洗いをして出してください。ラベルは、必ずはずして燃えるごみに出してください。
- ★**紙パック**
牛乳、ジュースなどの紙パックに限り。きれいに水洗いし、乾燥して開いた状態で出してください。内側がアルミなど銀色の紙パックは、燃えるごみに出してください。
- ★**乾電池**
使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池
- ★**廃食油**
食用の植物油に限り。軽油代替燃料と粉せっけんに再生します。揚げかすなどを取り除いてください。

注意事項

- アルミ缶とスチール缶に分別してください。●アルミ缶はつぶしてください。●スプレー缶やカセットボンベの中身は使い切り、**屋外で穴を開けてから**出してください。
- 板ガラス、耐熱ガラス、ガラス容器、農薬びん、化粧品のびんなどは燃えないごみに出してください。
- 充電電池、ボタン電池、バッテリーは対象外です。回収協力店に出してください。

生ごみ処理容器を購入される人には補助金制度があります。 ※事前にご相談ください。

燃えないごみ

- ★**小型家電類**
ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど
- ★**ガラス類**
コップ、電球、鏡など
- ★**陶磁器**
茶碗、皿、湯呑み、花瓶など

注意事項

- 収集日に出すことができるごみは、寸法がおおむね30cm×30cm×30cm以内で、指定ごみ袋に無理なく入るものです。
- 危険なごみ(包丁、割れたガラスなど)は、新聞紙などに包み「**ケケン**」と書き、その文字が外から見えるようにして、指定ごみ袋に入れて出してください。

大型金属回収

日程はごみカレンダーに記載

- ▶**出せるもの**
自転車、一輪車、湯沸器、コンロ、ガス台、鉄、パイプ、金属製衣装箱、金属製棚、アルミ窓枠、その他金属類
- ▶**出せないもの**
家電製品、ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、家電4品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、テレビ)およびパソコンなど

蛍光灯

蛍光灯に含まれる水銀による環境汚染防止と、リサイクル(アルミ・ガラス)のため分別して回収します。
【回収場所】愛東支所(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)で回収しています。

注意事項

- 家庭で使われていた蛍光灯(直管・環状管タイプ)が対象です。
- 箱や包装は取って出してください。
- LED蛍光灯、LED電球、白熱球、グロー球は回収しません。燃えないごみに出してください。

家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分するには「リサイクル料金」を支払う必要があります。リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入して支払います。購入した家電リサイクル券は、処分する家電製品と一緒に、引取り先に渡してください。

家電リサイクルには次のような方法があります。

- 小売店に引き取ってもらう。
※リサイクル料金とは別に手数料が必要になることがあります。
- 自分で指定引取所に持ち込む。
高島運輸(株)彦根営業所
(犬上郡多賀町大字中川原454-2 TEL0749-21-3540)
- 能登川清掃センターに持ち込む。
※リサイクル料金とは別に運搬費が必要です。
(搬入許可証が必要です。廃棄物対策課または各支所で申請してください。)

家電リサイクル券センター ☎0120-319640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

パソコン

パソコンやディスプレイを処分するときは、各メーカーの窓口へ回収を申し込んでください。

●このマークが入ったパソコンは、リサイクル手数料が不要です。
※マークが入っていないパソコンも、メーカーで引き取ります。(手数料が必要です。)

●回収するメーカーがないパソコン(自分で組み立てたもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売会社のもの)は、「パソコン3R推進協会」へ問い合わせてください。

パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685 ホームページ <https://www.pc3r.jp>

【リサイクル対象品】
デスクトップPC本体、CRTディスプレイ、CRTディスプレイ一体型PC、ノートPC、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型PC
※キーボード、マウスはパソコン本体と一緒にのみ回収できます。単体で処分するときは燃えるごみに出してください。

古着回収

日程はごみカレンダーに記載

- ▶**出せるもの** 着られなくなった衣服
- ▶**出し方** ひもなどで十字にしばってください。段ボール箱や袋に入れて出さないでください。
- ▶**出せないもの** 革製品(衣類含む)・ぬいぐるみ・布団・毛布・座布団など

清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合

一度に多量のごみを処分する場合や粗大ごみ・ガレキを処分される場合は、各清掃センターへ直接ごみを搬入してください(有料)。

共通事項

- 持ち込む場合は、「搬入許可書」が必要です。搬入前に廃棄物対策課または各支所で申請してください。手数料は重量に応じて各清掃センターで納めてください。

中部清掃組合 日野清掃センター(クリーンわたむき) ☎0748-53-0155

種類	搬入できるもの	大きさの目安
燃えるごみ	紙類、布類、草、木類など	縦×横 50cm以下
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳(20枚/1日)、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール	

注意事項

- 1日に搬入できる量は、最大で燃えるごみは2トン車5台、剪定枝は軽トラック2台、燃える粗大ごみは4トン車1台に相当する分が限度です。
- 草・木類は、土を取り除いてください。
- 生木で枝がなく直径が4cm~10cmで長さ2m以内にしてあれば搬入可能です。

中部清掃組合 能登川清掃センター ☎0748-42-2294

種類	搬入できるもの	大きさの目安
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳(20枚/1日)、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
燃えないごみ	空き缶、ガラス、陶磁器、掃除機、扇風機、炊飯器、照明器具、ビデオデッキなど	指定の燃えないごみ袋に入る大きさ
燃えない粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	1.2m×1m×2m以下
ガレキ類	瓦、壁土、ブロック、レンガ、コンクリート破片など	縦×横 20cm以下

注意事項

- 1日に搬入できる量は、最大で2トン車1台または軽トラック4台に相当する分が限度です。ただし、ガレキ類は軽トラック1台に相当する分が限度です。
- 蛍光灯を搬入する場合は1日10本までです。
- 「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」と「燃える粗大ごみ」を一緒に持ち込むときは、あらかじめ分けやすいように積んで持ち込んでください。

粗大ごみの有料収集 清掃センターへ搬入する手段のない人を対象に、粗大ごみの有料収集を実施しています。利用される場合は、廃棄物対策課まで電話で申し込んでください。

定期収集や清掃センターへの持ち込みができないもの

① 有毒物質を含むもの
② 著しく悪臭を発生するもの
③ 爆発物など危険性のあるもの
④ 著しく大きいもの
⑤ そのほか焼却および破砕に支障をきたすおそれのあるもの

具体的には次のようなものです。

- 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、廃油
- 劇薬、プロパンガス、ガソリン、シンナーなどおよびこれらが入っている(いた)容器
- 耕運機、田植機、もみ乾燥機、テラー、コンバイン、トラクターなどの農機具 ●土砂、石
- 農業、建築廃材、ボイラー、モーター類、消火器、業務用電化製品 ●焼却灰
- 動物の死体 ●医療系廃棄物 ●産業廃棄物

注意事項 産業廃棄物に該当するもの、業務用機器は搬入できません。